

加古川市赤ちゃんの駅事業実施ガイドライン

本ガイドラインは、加古川市における「赤ちゃんの駅」事業実施にあたり、標準的な運用方法を定めたものである。

赤ちゃんの駅設置については、各施設において、設置状況、利用条件等が異なるため、利用者は、各施設の施設管理者が示す利用条件のもとで、各施設の施設管理者の指示に従い、利用するものとする。

1. 事業目的

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、授乳やおむつ替え等の設備を持った施設のうち、本ガイドライン「2. 事業の内容」に定める基準を満たす施設を赤ちゃんの駅として登録する。

赤ちゃんの駅として登録した施設には、市が配付する目印となるステッカーを掲示し、外出中の親子が気軽に授乳やおむつ替えができるような環境づくりに努める。



ステッカーイメージ

2. 事業の内容

赤ちゃんの駅では、商品の購入やサービスの提供等の有無に関わらず、不特定多数の人が利用でき、次に掲げるいずれかのサービスを提供する。

(1) 利用者が外部の目を気にせずに授乳できる設備

- ① 四方を隔壁で仕切られた部屋、パーテーションなどで仕切られたスペースなど、利用者が外部の目を気にせずに授乳ができる場であること。
- ② 衛生面に配慮し、定期的に清掃を行うこと。

(2) ベビーベッド、おむつ交換台その他これらに準ずる設備

- ① 衛生面に配慮し、定期的に清掃を行うこと。
- ② 紙おむつなどのごみは利用者が持ち帰ること。ただし、施設において専用のごみ箱等を用意している場合はこの限りではない。

(3) 利用者が乳幼児から目を離すことなくトイレを利用できる設備

- ① ベビーチェア付個室トイレなど、個室トイレ内に乳幼児を一時的に座らせる設備があること。
- ② 衛生面に配慮し、定期的に清掃を行うこと。

3. 事業実施日及び時間

- (1) 事業の実施日や時間は、登録施設が登録時に決定する。
- (2) 登録施設の管理者の判断で、臨時的に事業を実施しないことができる。
- (3) 登録内容に変更が生じた場合、もしくは廃止する場合は、市が指定した方法により届出を行う。

4. 利用の制限等

登録施設の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、赤ちゃんの駅の利用を制限し、又は利用者に退去を命ずるなど必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、支障があると認められるとき
- (2) 利用者が登録施設の管理者の指示に従わなかったとき
- (3) 臨時的に施設を休業するとき
- (4) その他施設管理上の支障があるとき

5. 確認等

市は登録施設に対して、必要に応じ、本事業の実施状況について確認することがある。

6. 委任

このガイドラインに定めるもののほか、「赤ちゃんの駅」事業実施にあたり必要な事項は市長がこれを定める。